

平成 29 年 4 月 21 日

各 位

会社名 株 式 会 社 原 弘 産
代表者名 代表取締役社長 岡 本 貴 文
(コード番号 8894 東証第 2 部)
問い合わせ先 取 締 役 津 野 浩 志
電話番号 0 8 3 - 2 2 9 - 8 8 9 4

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について、平成 29 年 5 月 26 日開催予定の第 31 回定時株主総会で付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 発行可能株式総数について

将来の資金調達、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、現行定款第 6 条に定める当社の発行する株式の総数の増加を行うものです。

(2) 決算期（事業年度末日）について

当社の事業年度末が、賃貸事業における繁忙期と重複していることから、より効率的な事業運営を図るために決算期を 2 月末日から 10 月末日に変更するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次の通りであります。下線部分は変更箇所を示しております。

現行	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>100,000,000</u> 株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、普通株式については <u>100,000,000</u> 株、第 1 種優先株式については 29,550,000 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>175,000,000</u> 株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、普通株式については <u>175,000,000</u> 株、第 1 種優先株式については 29,550,000 株とする。
(優先配当金) 第 10 条の 3 当社は、毎年 <u>2</u> 月末日の最終の株主名簿に記録された第 1 種優先株式を有する株主(以下「第 1 種優先株主」という。)または第 1 種優先株式の登録株式質権	(優先配当金) 第 10 条の 3 当社は、毎年 <u>10</u> 月末日の最終の株主名簿に記録された第 1 種優先株式を有する株主(以下「第 1 種優先株主」という。)または第 1 種優先株式の登録株式

<p>者(以下「第1種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第1種優先株式1株につきその発行価額の3%を乗じた額又は当該事業年度における普通株主への年間配当額の125%相当額のいずれか高い額を上限に、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める額の剰余金の配当(以下「本優先配当金」という。)を行う。ただし、当該配当の基準日と同じ事業年度中の基準日により、次項に定める本優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p>	<p>質権者(以下「第1種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第1種優先株式1株につきその発行価額の3%を乗じた額又は当該事業年度における普通株主への年間配当額の125%相当額のいずれか高い額を上限に、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める額の剰余金の配当(以下「本優先配当金」という。)を行う。ただし、当該配当の基準日と同じ事業年度中の基準日により、次項に定める本優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p>
<p>(基準日) 第11条 当社は、毎年2月末日の株主名簿に記載された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>(基準日) 第11条 当社は、毎年10月末日の株主名簿に記載された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>(招集の時期) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集する。</p>	<p>(招集の時期) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年1月にこれを招集する。</p>
<p>(事業年度) 第27条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。</p>	<p>(事業年度) 第27条 当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月末日までとする。</p>
<p>(剰余金の配当の基準日) 第29条 剰余金の配当としての期末配当は毎年2月末日、中間配当は毎年8月31日の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第29条 剰余金の配当としての期末配当は毎年10月末日、中間配当は毎年4月末日の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>附 則 第27条(事業年度)の規定にかかわらず、平成29年3月1日から始まる第32期事業年度は平成29年10月31日までの8ヶ月間とする。なお本附則は、第32期事業年度経過後、これを削除する。</p>

3. 日程

- (1) 定款変更のための定時株主総会開催日 平成29年5月26日(金)
- (2) 定款変更の効力発生日 平成29年5月26日(金)

4. 今後の見通し

決算期変更の経過期間となる第 32 期事業年度は、平成 29 年 3 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日までの 8 カ月決算となる予定です。8 カ月の変則決算となる業績予想は以下のとおりです。

平成 29 年 10 月期の業績予想（平成 29 年 3 月 1 日～平成 29 年 10 月 31 日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1 株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
第 2 四半期(累計) 平成 29 年 3 月 1 日～8 月 31 日	456	6	5	6	0.08
通期 平成 29 年 3 月 1 日～10 月 31 日	602	8	5	7	0.09

第 2 四半期（累計）の業績予想に変更はありませんが、通期の見通しが 8 カ月の変則決算になるために変更となります。主には、代理販売をしている分譲マンションの竣工が 12 月頃となるため、引き渡し後に精算される手数料収入及び建売 4 棟のうち 2 棟が翌期（平成 29 年 11 月）以降の売上になることから経常利益、当期純利益が赤字となる見込みです。

なお、業績予想につきましては、本資料の発表日現在において入手可能な情報により作成したものであり、実際の業績は今後様々な要因によって異なる場合があります。

以上